

第 17 類 糖類及び砂糖菓子

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
ココアを含有する砂糖菓子（第 18.06 項参照）
第 29.40 項の糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、
ぶどう糖及び果糖を除く。）その他の物品
第 30 類の医薬品その他の物品

号注

- 1 第 1701.11 号及び第 1701.12 号において「粗糖」とは、乾燥状態において、全重量に
対するしよ糖の含有量が、検糖計（旋光度を測定するものに限る。）の読みで 99.5 度未満
に相当する砂糖をいう。

備考

- 1 この表において「砂糖を加えたもの」には、糖みつ、人造はちみつその他これらに類
する砂糖を含有する物品を加えたものを含む。
- 2 号注 1 の規定は、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖には適用しない。